

防府市子育て世代包括支援ネットワーク会議設置要綱

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 妊娠期から子育て期の親が安心して子育てができるよう、関係機関が連携し、支援の充実を図るため、妊娠期から子育て期の現状の把握、共有及び課題について協議する場として、防府市子育て世代包括支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関・関係団体の長、若しくはその長が指名する者又は市長が指名する者をもって組織し、その委員の員数は15人以内とする。

(協議事務)

第3条 ネットワーク会議の協議事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防府市の母子保健に関する現状の把握、情報共有について
- (2) 子育てに関する課題の共有、関係機関、関係団体の連携について
- (3) その他母子保健に関する必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、必要に応じて会長が招集し、その議事を主宰する。

2 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者のネットワーク会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 ネットワーク会議の委員及び会議に出席した関係職種は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、保健こども部こども相談支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) 第 2 条関係

区分	関係機関等
医療関係者	防府医師会代表 (産婦人科医師・小児科医師・精神科医師)
	一般社団法人 山口県助産師会
	臨床心理士
児童福祉関係	防府市保育協会
	子育て支援センター
教育機関	防府市幼稚園連盟
地域の関係団体	防府市母子保健推進協議会
行政関係	防府保健所